

第 362 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 7 年 12 月 9 日)

第362回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年12月9日（火）午後1時52分～午後3時8分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和7年11月28日（金）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 山 崎 英 治

3 出席者

委員（9人） 山崎英治、宮林豊、飯尾協、山根京司、古澤修一、笹原耕治、箕野博司、
海野徹也、熊原一将

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸

事務局（3人） 住吉次長、太田主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第10号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

第11号議案 令和8年における増殖目標量の委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

- ・令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について
- ・広島県内水面漁場管理委員会宛の投書について

(3) その他

- ・広島県内水面漁場管理委員会セキュリティポリシーの策定について

6 議事の経過

午後1時52分、事務局の住吉次長が第362回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は9名で、本委員会が成立していることを報告し、予定していた令和6年分の資源管理の状況等報告については、次回の委員会で報告する旨を伝えた。

続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に海野委員と熊原委員を指名し議事に入った。

【第10号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について】

議 長 それでは議事に入ります。

第10号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」を上程します。
事務局から提案理由を説明してください。

住吉次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

青山技師 (資料1-1から1-2によりバス等のリリース禁止に係る委員会指示について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

古澤委員 拡大要望が4漁協からでていますが、今回の指示には加えないということですよ。それはどういう理由なのか分からなかったです。

青山技師 資料1-1の2提案の理由の(3)に記載しておりまして、下の太い四角の中の委員会指示の対象区域の考え方の(1)に該当するかどうかで判断をしております。今回、4漁協から追加の要望をいただいておりますが、主に防除や回収が十分にできていないというところから今回は見送ると判断をせざるを得ないと考えております。

古澤委員 防除活動ができていなくても要望があるのであれば認めていいのではないかと思います。防除活動が行われていなければダメなのでしょうか。外来魚だからということだけではダメなのでしょうか。在来種に対して影響がでるということで要望があったのであれば、この要望に答えてあげればいいのかと思うのですが、応えない理由が分からないです。

青山技師 現在、江の川水系でリリース禁止の委員会指示を発動しております。その検討の段

階でブラックバスの遊漁者との意見交換を行っておりますが、基本的に反対との意見でした。それを踏まえて検討する中で、被害が深刻で、かつ漁協としてもしっかりと対応しているというところで遊漁者に理解していただくという経緯があり、この考え方が制定されています。

古澤委員 漁協としてしっかりと対応しているというところが分かりません。しっかりと対応しているというのは、防除活動をとということですか。

青山技師 はい。

古澤委員 防除活動をしていなければダメということですか。要するに、要望がでているのであれば、委員会指示を出してもいいと思います。

飯尾委員 逆にブラックバスを利用する人もおります。その方たちからすると公共用水面は誰でも利用できる空間であり、そこまで大きな被害を与える現状にないと考えていますが、漁協側はそうではないという意見です。公共用水面に制限を加えるのであれば、被害があるから対応をしないといけないということが1つの説得力になります。その時に被害があって困っているから、それに対して何らかの手立てをしているということが委員会指示の考え方の基になっています。実際に補助事業や漁協の独自事業で外来魚駆除を行っているところと行っていないところがあります。江の川水系が委員会指示の対象となっていますが、ここは昔から駆除を行っていて、現在も補助事業と独自事業で行っています。太田川や芦田川でも昔は国の事業を使って駆除を行っていましたが、近年は数が減って止めてしまったという現状です。県民が利用できる空間に規制を加える理由として、困っていて、確かに漁協としてそれに対応しているから委員会指示を発動しているのだと思います。もう1つの要素としてあるのは、リリース禁止とした場合、釣ったものを誰がどう処分するのかという問題があり、非常に大変です。そうした時に今やられている区域というのは例えばダムの管理事務所等が地元の漁協と一緒に回収ボックスを設けており、バックアップの体制が整っているということがあります。そういう2つの条件を基準とされているというふうに理解しています。

古澤委員 江の川は現在禁止になっていますが、そういうボックスというのはあるのでしょうか。

飯尾委員 逆にそういうことをしているから禁止にしています。条件が整っているから禁止区域として指定したというのがあると思います。

古澤委員 今もそれがあのでしょうか。

飯尾委員 それはやっていると聞いています。

古澤委員 要望として4つの漁協で出ているのであれば、禁止するためにはそういう対応が必要なんだということを伝えて、3年で案が出てきていますが、3年間できなかつたらよくないので、1年にして要望漁協にはそのようにすれば、禁止できるということを伝えることが必要なんだと思います。

飯尾委員 長期的にここまできていますので、毎年毎年やるのではなく、ある程度固定的な仕組みにして、要望漁協からプラスででてくれば、改正整理も必要になるわけですので、その状況を踏まえて委員会指示の中身として検討する方法もあるかもしれません。

古澤委員 3年にしておいて、また要望があれば検討するということでしょうか。

飯尾委員 私がいうことでもないですが、テクニックとしてはあると思います。

宮林委員 3年はあくまで今回の区域だけですからね。他の河川については、条件が整えば委員会指示としてできますよということだと思います。

古澤委員 分かりました。江の川だけが3年ということですね。

宮林委員 この委員会指示の範囲を今回は3年に延ばしますということだと思います。例えば、太田川などの他の河川は委員会指示がかかっていないので、要望と条件が整えば委員会指示を事務局で検討して、委員会指示を出すということは可能だと思います。

古澤委員 分かりました。

笹原委員 江の川の遊漁者でリリースせずにダストボックスに捨てて来られる方はいますか。

山根委員 はっきりした数字はでていないと思います。処理をするにしてもお金がかかります。細かいことを言うとはできないようになってしまいます。

古澤委員 江の川であれば食べるように誘導すればいいのではないですか。食べたら美味しいです。

山根委員 食べる方にしてもお金がかかりますので、やる気があるかないかという人がおればね。美味いことはないです。

宮林委員 この委員会指示を出す時に、翌年に土師ダムで皆さんを集めてブラックバスの料理講習会を行い、ブラックバスを食べてもらいました。委員会指示は制限になるので厳しいわけです。一般の方にも制限をかけることになります。ということで理解を求めるのに随分と苦労した案件になります。

山根委員 美味しい美味しいという人はあまりおりませんでした。

飯尾委員 山根委員のところの組合も外来魚を食べるイベントを何回かやられています。

山根委員 流行りません。言わない方がいいと思います。

古澤委員 食べられることは食べられますよね。

山根委員 食べられないことはないですが、食べるほどのものではありません。

宮林委員 なかなか活用するのは難しいですね。

古澤委員 どこかの沼だったら食べる気はしませんが。

山根委員 食べません、食べません。この話はやめて、次にいきましょう。

笹原委員 この指示には罰則規定はありますか。

青山技師 委員会指示自体に直罰規定はありませんが、委員会から県に委員会指示に従うように命令（の申請）を上げまして、それに基づいて実際に違反をされている方に県から命令を出します。それになお違反されると罰則規定が適用されます。

笹原委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

 ないようでしたら、第 10 号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」は、原案のとおり指示することよろしいでしょうか。

古澤委員 先ほどの 4 漁協について、そういうふうな旨を伝えるということを入れておいた方がいいのではないかと思います。

青山技師 例年、アンケート調査を行っておりまして、調査をするうえで委員指示の対象区域の考え方は漁協にお示ししているところになります。今回はそれを受けて、要望を挙げていただいているところになります。

古澤委員 伝えてあるということですね。防除をしなければダメということは伝えてあるということですね。

青山技師 委員会指示の対象区域の考え方はアンケート調査の際にお示ししています。

古澤委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第 10 号議案は、原案のとおり指示することといたします。

【第11号議案 令和 8 年における増殖目標量の委員会指示について】

議 長 続いて、第11号議案「令和 8 年における増殖目標量の委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

住吉次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

青山技師 （資料 2－1 から 2－4 により、令和 8 年における増殖目標量の委員会指示及び増殖目標量未達成の漁協への対応案について説明した。）

 （所用により熊原委員が遅れて出席）

議 長 今年の増殖指示未達成の状況を踏まえ、来年の増殖目標量についてご審議いただき

たいと思います。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

議長 今年はシラスウナギが結構採れたらしいですが、来年の見通しはまだでていないのでしょうか。

飯尾委員 今期は九州ですでに始まっているはずですが、業者に情報をとらないと分からないですね。マスコミでちょっとした情報であれば調べることはできますが、それが正しいかどうかよく分かりません。業者も始まったばかりでまだ池入れ段階までいっていないので、今ははっきり言えないと思います。九州から始まって、関東では利根川が一番主ですので、年明けてからになる感じではないでしょうか。それと台湾や中国の関係もありますね。

議長 見通しがつくのは2月くらいになるんですかね。

飯尾委員 話だけであればもう少し早い段階で分かると思います。大きい話であれば、ワシントン条約の関係で、今回クリアできましたが、そちらの方は心配でした。

笹原委員 令和8年の増殖目標量は令和7年とほぼ同じになっていると思います。しかし、物価上昇が著しく、飼料代も相当上がっていると思われます。このままであれば、増えた経費は遊漁料の増額という形で委員会に付議されると思います。増殖目標量が具体的にどういう算定で決定されているのか覚えていませんが、この量を現状の水準のままにしても良いのかと思いました。実際に漁協がどこまで耐えうるのかということとは分かりませんが、この目標量というのは目標であって、達成しなくても良いというものであれば、このまま指示を出します。しかし、達成しない可能性が高いというふうに認識しておいた方がいのでしょうか。

議長 資料2-4の裏の表を見てももらえればと思うのですが、平成23年実績の額より低い額で推移しています。なので、漁協的に物価の上昇等の負担はそこまでかかっていません。

笹原委員 そうなんですね。

飯尾委員 実績を見ていただければと思いますが、目標量よりだいぶ多めに放流しています。物価が上昇する等で漁協の経営が厳しくなると、最初は数量を減らします。しかし、その先にいくと目標量をどのように見直すのかという話になると思います。ただ、それを見直すということは、漁場の利用がどうなるのかという話になるため、その利用形態をどういうふうに見直していくのかといった検討をしていく必要があると思います。

笹原委員 現状的にはそうではなく、そこまで逼迫していないということですね。

議長 していません。

笹原委員 分かりました。

古澤委員 漁協の方に聞いてみると、マス類は稚魚放流をしたくても種苗生産する業者が少なくなっており、先ほど話があったように餌代が高くなってきているということで、種苗が手に入りにくい状況だと言われていました。なので、今後も同じようにはいかない可能性が高いのではないかと考えています。11月17日に開催された内漁連の技術者講習会の中で水産庁の中村さんが講演していましたが、稚魚放流では放流した途端に食べられてしまう等で歩留まり悪く、一番適しているのは発眼卵放流や親魚放流という話をされていました。そこで私から参加されていた漁協の方に親魚や発眼卵は手に入るのか尋ねたところ、手に入らないということを言われていました。やはり、そういうことも含めて委員会として、何かそういうことを漁協に考えるように言っていくことも手段の一つだと思います。

議長 当組合はすべて自組合で卵を絞って、発眼、孵化させ、放流します。自然のサイクル的には望ましいです。しかし、一般的な遊漁者を対象にしたときに、遊漁者の技量を考慮するとビジネスになりません。

古澤委員 はい、分かります。釣れないですね。

議長 釣れません。

古澤委員 稚魚放流とかであれば、ある程度の大きさの魚が釣れるため、お金を払った分だけ持って帰れます。

議長 そうですね。成魚放流だとある程度釣れるのでいいですが、発眼卵を放流して、稚魚も放流する、要は完全にネイティブに近い魚を作ってしまうと一般の遊漁者では釣れなくなってしまいます。

古澤委員 そんなこともないと思いますけど。

議長 古澤さんはある程度上手なので釣れますよ。

古澤委員 全部を発眼卵に変えろというのではなくて、そういう枠を少し考えていく必要があるのではないかと思います。

議長 実際、発眼卵にしても稚魚にしても、前年度、前年度に全部注文していかないといけません。ただ、ルートはしっかりあります。その方がご存じないだけです。

古澤委員 そうなんですか。

議長 発眼卵の場合、広島県の周辺ですと愛媛水産であったり、当組合では陸封型にこだわっているの三重県に注文していますが、卵を購入することはできます。ただ、愛媛水産は一粒が2円、三重県は一粒が5円で、2.5倍します。なので、2.5倍出して購入した卵をそのまま遊漁料に反映させると、当組合は年券が5,000円ですが、

10,000 円にしますと言うと成り立ちません。そういう部分もあります。当組合としては今までいろいろとやった中で、三重県の陸封型の卵の方がいいと思いますが、やはり全部が全部そうもいきません。

古澤委員 広島県にアユも含めて県で種苗生産しているところがありましたよね。

宮林委員 県では生産していません。

山根委員 県北では高齢化と飼料の高騰で運営自体が非常に厳しく、続ける者がいません。

古澤委員 それをなんとかできないのでしょうか。

山根委員 やる者がいないため、できません。

古澤委員 この委員会でできることではないのかもしれませんが、どこかで助成金を出して支援していかなければいけないのではないかと思います。

山根委員 県が金を出すわけありません。考えれば分かります。

古澤委員 出すわけないとされるとそれで話が終わってしまいますよね。

議 長 現状、なかなか水利権がもらえず、下流に何も無いような場所でしか池をつくれません。そういうところになると降雪や台風の大雨の際に行くのも大変です。また、秋口にはヌカロンというヌカを入れる青い袋を1日5回も変える必要があり、1袋20キログラムほどあるので、高齢化が進むとできません。

古澤委員 例えば、吉和川漁協で卵を絞って発眼卵を生産できるのであれば、それを安く県内の漁協に分けることで、広島県の中で需要が満たせるのではないかと思います。

議 長 今まで一番多く絞って20万絞ったことがあります、やはり管理ができません。当組合の池は大体成魚で3トンの池ですが、頑張って12、3万です。せつそう病が発生して夏に徐々に死に始めると、それこそ全然なくなってしまいますので、ある程度安全率をみて生産すると10万ほどを大事に育てることになります。なので、当組合では他の漁協に出す余裕はありません。

古澤委員 八幡川漁協に技術講習会で他の漁協に配れるか尋ねたところ、配るものがないと言われていました。

山根委員 今年の場合は水温が18度を超えており、成育が非常に悪いです。大きな成魚は県内にはいないと思います。こればかりはどうすることもできません。

古澤委員 八幡川漁協の成魚放流は愛媛の方から持ってきているということでした。

議 長 今は自身のところで全部絞っているのではないかと思います。

古澤委員 親魚の方はなかなか少ないと聞きました。

山根委員 水温が上がれば来年はどうなるか分かりません。今年はダメでした。

議 長 おかしな魚ができます。12、3センチメートルほどの大きさに腹にいくらのような

痕ができます。

古澤委員 令和8年の目標についての話でしたが、そういう面で私はそういうことを今から話をした方がいいと思うのですが、まだ十分にあるということによろしいですか。

議 長 いえ、その話はこの場ではなくて内漁連で持ち上げる話になってくると思います。

飯尾委員 内漁連や県だと思います。

古澤委員 出てきたやつがダメだ、ダメだって言っても言うのがこの委員会だとそれだけではないですか。

飯尾委員 増殖指示の考え方について、古澤委員が言われたようなことは形として整えてはいます。しかし、現実がついてこれないというのがこれまでの話だと思います。

宮林委員 先日、中村先生に言われたようなやり方を今度委員会指示に組み込んでいってほしいというお願いをしていこうと思います。

古澤委員 私もそう思います。

宮林委員 内漁連としてはですね。

古澤委員 そちらなんですね。

飯尾委員 増殖指針で発眼卵や抱卵、産卵床を認めますとなっていますので、そういったところは整理されていると思います。

宮林委員 遊漁者の方に対するアピールや漁協の中の経営もありますので、単純な話ではないと思います。資料を見てもらえれば皆さん目標量より多く放流されています。

古澤委員 将来的には難しくなると思いますが、委員会でのマターではないということですね。

議 長 他にございませんか。

ないようでしたら、第11号議案「令和8年における増殖目標量の委員会指示について」は、原案のとおり指示することによろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第11号議案は、原案のとおり指示することといたします。

【報告事項 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について】

議 長 続いて、報告事項に移ります。「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について」、事務局から説明をお願いします。

住吉次長 （資料3により、令和7年度の全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果報告について説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、続いて「広島県内水面漁場管理委員会宛の投書について」、事務局から説明をお願いします。

【報告事項 広島県内水面漁場管理委員会宛の投書について】

青山技師 （資料４により、令和７年９月５日付けで広島県内水面漁場管理委員会宛に寄せられた投書について、対応状況等を説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

古澤委員 水内川漁協はどこのアユを放流しているのでしょうか。

議 長 琵琶湖です。天鮎の中間育成と海水産の人工産を放流しています。

古澤委員 割合はどのくらいでしょうか。

議 長 今年は海水産を 600 キログラム、あとは湖産の仕立てアユだったと思います。

古澤委員 湖産は水温が低い時は追いがよく、海産は水温が高くなる後半にならないと追いがよくならないという研究データがありますが、そういう意味でいうと両方入れているのであれば問題ないはずですよ。

議 長 １つ情報として言えるのは、当組合と同じ種苗をロット分けして入れても、吉和川はかかりますが、水内川はかからないという状況が何年も続いています。ですので、種苗に問題があるとは思えません。となると水質なのではないかと思います。旧湯来町の役場より上流部の方は吉和川と川の状況はほとんど変わりません。

古澤委員 苔が藍藻か珪藻かはどうでしょうか。

議 長 珪藻です。

古澤委員 珪藻があるのでしょうか。珪藻は少なくなっていると思います。広島大学で水内川の研究をした学生がいたと思うのですが、ほとんど藍藻だったという話でした。

議 長 いえ、違います。珪藻があります。ただ、珪藻は伸びが遅いため、初めに珪藻が舐られてしまうと、次に生えてくるのは藍藻になります。

古澤委員 そうですね。

議 長 なので、アユがそこに定着している場合は、ほとんど藍藻を食べて大きくなっています。

古澤委員 ここに書いてありますが、準グランプリを獲得した水内川のアユってことで、珪藻を食べたアユはスイカの香りもしてとても美味しくなると言います。そうであれば、環境はいいはずだと思います。

議 長 そこから先は私から言いにくいですが、やはり水質が要因だと思います。水内川には昔からアユを釣りに行っていますが、2010 年の秋まではよく釣れていました。しかし、2011 年から釣れなくなってしまいました。この間の河川の流域での変化を考

えると、2010年の10月に湯来ロッジがリニューアルオープンして営業を始めました。その翌年からアユが掛からなくなりました。

古澤委員 沼田川では上流にダムができた時に下流で釣れなくなっていました。そういう意味でダムの水に原因があるということは確実だと思います。しかし、湯来ロッジの排水というのものもあるのでしょうか。

議 長 残留塩素が多いです。

古澤委員 測定しているのでしょうか。

議 長 当然です。だいたい0.3から0.4ppmほどで放流されています。

古澤委員 もしそういうデータがあるのであれば、湯来ロッジ側に配慮してもらうように漁協から訴えることはできるのではないのでしょうか。

議 長 以前、私から湯来ロッジ側に水内川漁協さんがチオ硫酸ナトリウムを持っていくので中和させて放流して欲しいと伝えました。湯来ロッジ側は分かりましたと言われてましたが、漁協さんの方が行かれてないのだと思います。

古澤委員 アユの研究でアユを飼育する際に水道水の塩素を抜きながら入れて飼育していますが、抜きが弱いとあっという間に全滅してしまいます。ヤマメなどと比べて塩素に非常に弱いです。

議 長 だいたいアユの半数致死量は0.07（ppm）ほどです。それ以上のものが一度でも鰓を通過すると棍棒化して酸欠状態で弱ってしまい、雨などで増水してしまうと死骸が残らないまま流されてしまいます。

古澤委員 冷水病と違ってそういうことになってしまいますね。

笹原委員 残留塩素の濃度は排水規制にかからないのでしょうか。

議 長 かかりません。

笹原委員 かからないレベルのものなのでしょうか。

議 長 温泉法の中で、洗い場は石鹸が含まれるので下水処理に、浴槽は基本的に石鹸が入らないのでそのまま河川に放流してもいいという決まりになっています。浴槽が小さい場合には、そのまま下水に入れてよいとなっていますが、ほとんどの温浴施設は河川に放流されています。ですので、当組合の流域にはすでに閉店しましたが魅惑の里や潮原温泉、女鹿平温泉がありますが、週に一度お湯を抜く前に浴槽の量、塩素の濃度を測定してからチオ硫酸ナトリウムの量を算定し、当組合から個々に持っていき、中和してから放流していただくようにしています。

古澤委員 湯来ロッジ側にはお願いしているわけですね。お願いしているのにやってない場合は、どういう対処法があるのでしょうか。

議 長 漁協が行っていないだけです、漁協が動きさえすればいい話です。

古澤委員 漁協が行っていない。

議 長 チオ硫酸ナトリウムは20キログラムで8,000円ほどしかしませんが安価なものです。アスコルビン酸であれば高価で買えませんが、チオ硫酸ナトリウムで十分なので、それを持っていくという話まで通しましたが、そこから何もしていない状況です。

笹原委員 水内川漁協さんはそれでよしとしているのでしょうか。遊漁券が買われないと放流はできないと思います。釣れなければ釣り人は行かないので、お金も入ってこなくなりますよね。

議 長 はい。

笹原委員 水内川漁協さんは湖産と海産の両方を放流されていて、努力されているのに、あともう一步という気がします。塩素が要因であれば、すぐに改善しやすいのではないかと感じます。

議 長 私もそう思います。県の規定で単独の合併処理槽の排水は、基本的に山荘の合併処理槽の場合、残留塩素が0.05（ppm）以下になるように設計したものが河川に流されているので、そこまで響きません。要は水が出るところから河川までの距離があるため、塩素が飛散するということです。しかし、温浴施設の場合、水の塊になって動くため、塩素が飛散しにくいのです。そのため、塩素の塊が流れていく状況が続きます。

古澤委員 内水面委員会から水内川漁協に対応を行うように言う場合、データがないとできません。現在の塩素濃度を含めて、公なデータというあるのでしょうか。

議 長 吉和の温浴施設については、チオ硫酸ナトリウムの投入前と投入後でどれだけ塩素が下がったかをここ数年はデータをとっています。

古澤委員 それでは、内水面委員会に投書が来ているため、委員会指示として、漁協にデータを出して、そのデータを基に温浴施設へクレームを出すように言うことはできるのでしょうか。

議 長 委員会からというのはどうなのでしょう。私からはほぼ毎年言っています。

古澤委員 漁協が被害を受けているわけですね。

議 長 種苗放流については怠慢ではないと思います。しかし、そのあとが不十分なのかなと感じます。私の個人的な意見を言うべきではないですが、もう少し努力は必要なのかなという印象です。また、湯来ロッジに限った話ではなく、役所の少し下流には湯の山温泉があります。

古澤委員 しかし、湯来ロッジができる前は十分釣れていたのですよね。

議 長 釣れていました。昼から行って30、40尾はかかっていました。

笹原委員 もったいないですね。

古澤委員 内水面委員会から言ってもいいんじゃないですか。漁場管理委員会ですよ。

議長 湯来ロッジは指定管理になっており、現在は東洋観光グループが受けています。そこに直接話をする、漁協に迷惑がかかってはいけないうえ、来てもらえれば対応するというスタンスでした。

古澤委員 であれば、漁場管理委員会なので、内水面委員会から漁協に何とかするように言う必要があるのではないですか。

議長 どうなのでしょう。

古澤委員 委員会宛にこういう投書がきているのですよね。

宮林委員 この投書は放流に関するご意見ですからね。放流が適切ではない、癒着があるのではないかということで、委員会として対応して、事務局から報告しているのだと思います。ただ、河川の環境の問題まで、委員会が踏み込むというのは難しいと思います。

飯尾委員 なかなか難しいですね。こういった話は皆さんいろいろとご意見があるため、情報伝達として報告があるかもしれません。先ほど話のあった水質の件ですが、広島だけでなく全国的な問題で、全国大会でもよく意見が出ていました。それを受けて、全国組織である全内漁連から環境省に申し入れを行いました。現在の内水面漁業振興法が制定された際に、その中に水質のことが書いてある条項があるため、塩素問題の対応をするようにというものでした。塩素は細菌汚染を防ぐ目的で投入されており、規制内容は濃度を下げることではなく、濃度を保つことに偏っているため、影響を受ける側の法的な整備は一切ありません。県の漁業調整規則の中にも有害物質の漏出を禁止する規定がありますが、抽象的な内容となっています。そういう状況を受けて、現在の内水面漁業振興法が制定された際に、水質の関係の条項を設けていたため、全内漁連から環境省に調査をさせました。ただ、調査方法の問題もあると思いますが、塩素は拡散することもあり、現場でのデータというのは出てきませんでした。最終的には法令上で整理ができなかったということがあります。影響を受ける側である漁協は被害者であり、その被害者が労力をかけて行わなければならないという現状です。今回の投書は、湯来ロッジに関する内容ではなく、回答としてこの問題について直接的に行うことは適切ではないと思います。先ほど会長が言われていたように、アドバイスとして、こういった意見があり、こういった原因が考えられ、こういう解決策を行ってみるとよいということを委員会という立場ではなく、ご近所の親切心ということでお話ししてみるという話ではないかと思っています。

議長 難しい話です。

古澤委員 ご近所だけでなく、内水面委員会で問題になっているため、対策を講じた方がいいと漁協に言う方がよいのではないかと思います。

議 長 下水道の整備が進むと処理場の下流でアユが釣れなくなるというケースがみられるため、何かしらの影響はあると考えています。

笹原委員 実際に魚自体いなくなっているのでしょうか。

議 長 いえ、います。

笹原委員 いるけど、釣れないということなんでしょうか。

議 長 薄くなっています。流程の違いはありますが、水内川漁協は当組合の倍は放流しています。

飯尾委員 生息しにくくなるため、逃げて薄くなるということなんでしょうか。

議 長 そうですね。全体的に薄くなって、津伏の堰堤の上流で釣れます。

飯尾委員 スポットが消えて、下の方にいつているのかもしれませんが。

議 長 津伏の堰堤で釣ると細長く大きい人工産と背中が盛り上がった湖産の2種類のアユが釣れます。難しい話です。この件については、報告ということでよろしいでしょうか。

古澤委員 会長から水内川漁協にお話しするということですよ。

議 長 また来年もしておきます。

【その他 広島県内水面漁場管理委員会セキュリティポリシーの策定について】

議 長 続いて、その他に移ります。「広島県内水面漁場管理委員会セキュリティポリシーの策定について」、事務局から説明をお願いします。

太田主任 （資料5により、広島県内水面漁場管理委員会セキュリティポリシーの策定について説明した。）

議 長 県、事務局から何かありますか。

ないようですので、これもちまして、第362回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。慎重審議いただき、ありがとうございました。

（午後3時8分 閉会）